

奈良県告示第三百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

令和元年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 土地区画整理組合の名称

勢野北部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年十二月十三日から令和二年三月三十一日まで

三 施行地区

生駒郡三郷町大字勢野、勢野西三丁目、勢野西四丁目、勢野西五丁目、勢野東二丁目、勢野東三丁目及び信貴ヶ丘四丁目の各一部

四 事務所の所在地

生駒郡三郷町勢野北一丁目六番三三号

五 設立認可の年月日

平成三年十二月十三日

六 解散認可の年月日

令和元年十二月二十日